

青森県報

第四千六百六号

平成二十八年
二月五日
(金曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 保 險 課 社)	… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	(同)	… 一
保安林の指定解除予定	……………	(林 政 課)	… 二
急傾斜地崩壊危険区域の指定	……………	(河 川 砂 防 課)	… 二
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算	……………	(建 築 住 宅 課)	… 二
適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出	……………	(同)	… 三
右 同	……………	(同)	… 三
右 同	……………	(同)	… 三
右 同	……………	(同)	… 三
大規模小売店舗の変更の届出	……………	(商 工 政 策 課)	… 五
右 同	……………	(同)	… 六
収用委員会	……………	(監 理 課)	… 七
公示送達	……………	(監 理 課)	… 七
雑 報	……………	(新 産 業 都 市 建 設 事 業 団)	… 七
平成二十七年青森県新産業都市建設事業団一般事業会計	……………	(新 産 業 都 市 建 設 事 業 団)	… 七
補正予算(第二号)ほか二件の要領	……………	(新 産 業 都 市 建 設 事 業 団)	… 七

告 示

示

青森県告示第七十二号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

社 呉本株式会社 三三三の二	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	介護予防	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	ヘルパーステーション	所在地	三九の一	指定年月日	平成二六・三・一
	訪問介護	訪問介護	ヘルパーステーション	三九の一	平成二六・三・一						

青森県告示第七十三号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十一条の規定により公示する。

平成二十八年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

社 呉本株式会社 三三三の二	指定介護予防サービス事業者	介護予防サービスの種類	介護予防	名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	ヘルパーステーション	所在地	三九の一	指定年月日	平成二六・三・一
	訪問介護	訪問介護	ヘルパーステーション	三九の一	平成二六・三・一						

青森県告示第七十四号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

十和田市西十一番町二九の四五三、二九の四五四、三七八の一から三七八の五まで、三七八の八から三七八の一七まで、三七九の一から三七九の八まで、西二十一番町二八八の一、二八八の五、二九七の四、二九八の六、三〇二の一、三六三の二、三六五の一、三六五の二、三六五の四から三六五の六まで、三六五の八から三六五の一四まで、三六五の一六、三六五の一八から三六五の二五まで、三六五の二七、三六八の一から三六八の二二まで、三六八の一五から三六八の三二まで、西二十一番町三五五の二から三五五の五二まで、三五九の二から三五九の四まで、三六六の二、三六六の四から三六六の二五まで、西二十三番町三五二の一、三五二の三、大字三本木字西金崎三六九の一、三六九の三から三六九の四七まで、三六九の四九、三六九の五一、三六九の五二、三六九の五七、三六九の五八、三六九の六〇、三六九の六一、三七一の一、三七一の三から三七一の三三まで、三七五の一から三七五の三三まで、三八一の一から三八一の二六まで、三八二の一から三八二の二四まで、三八二の一六から三八二の三四まで、三八二の三八から三八二の四一まで、字本金崎二一九の二、二一六の四、三六九の一、三六九の二九から三六九の三八まで、三六九の六九、三六九の七二から三六九の九八まで、三七〇の二、三七〇の一七から三七〇の三三まで、三七〇の三六、三七〇の三八から三七〇の五五まで、三七三の三、三七三の五、三七三の七、三七六の三、三七六の五から三七六の八まで

二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅

青森県告示第七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第

三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

紙漣沢急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	紙漣沢	堰根	一三の二六
二	"	"	山越	一五六
三	"	"	堰根	一五六
四	"	"	"	一五四の一
五	"	"	"	三二九の一
六	"	"	"	一八

青森県告示第七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三五の八第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分名	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
	日本建築 検査協会 株式会社		東京都中央区日本 橋三丁目一三の一	東京都中央区日本 橋三丁目一五の六 松木ビル三階	平成二十七年九月 二十四日
	東京都中央区日本 橋三丁目一三の一 五階			東京都中央区日本 橋三丁目一三の一 油脂工業会館	

青森県告示第七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分名	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
	株式会社 東京建築 検査機構		東京都中央区東日 本橋一丁目一四	東京都中央区東日 本橋一丁目一四 Mビル	平成二十七年九月 二十八日
	東京都中央区日本 橋富沢町一〇の一				

青森県告示第七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定

により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同法第七十七条の三十五の八第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分名	住所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
	株式会社 グッド・ アイズ・ 建築検査 機構		東京都新宿区百人 町二丁目一六の一	（新宿本店）東京 都新宿区百人町二 丁目一六の一五 （郡山事務所）福 島県郡山市喜久田 町字松ヶ作一六の 一四一 （仙台事務所）宮 城県仙台市青葉区 中央二丁目二の一 〇	平成二十七年十二 月十五日
				（仙台事務所）宮 城県仙台市青葉区 中央二丁目二の一 〇	

青森県告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、次のとおり同法第十八条の二第一項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事

(沖縄事務所) 鹿石島一丁目MのSビル
 (西鹿石島一丁目MのSビル) 鹿石島一丁目MのSビル
 (鹿石島一丁目MのSビル) 鹿石島一丁目MのSビル
 (クス川原八階) クス川原八階
 (五の宮崎事務所) 五の宮崎事務所
 (宮崎事務所) 宮崎事務所
 (八階) 八階
 (三の長崎事務所) 三の長崎事務所
 (七〇四号室) 七〇四号室
 (中央賀賀事務所) 中央賀賀事務所
 (賀賀事務所) 賀賀事務所
 (西鉄祇園ビル) 西鉄祇園ビル
 (御供所) 御供所
 (岡福岡事務所) 岡福岡事務所
 (ング六〇一室) ング六〇一室
 (七〇四号室) 七〇四号室
 (媛松山事務所) 媛松山事務所
 (七〇四号室) 七〇四号室
 (島ちゆうぎんビル) 島ちゆうぎんビル
 (丁堀一五の六区) 丁堀一五の六区
 (島成島事務所) 島成島事務所
 (九山成一丁目三の二区) 九山成一丁目三の二区
 (山岡山事務所) 山岡山事務所
 (六番地) 六番地
 (根松江事務所) 根松江事務所
 (七階) 七階
 (栄久屋パークビル) 栄久屋パークビル
 (知事事務所) 知事事務所
 (〇南八野事務所) 〇南八野事務所
 (野八野事務所) 野八野事務所
 (ル九北幸日総目三の八) ル九北幸日総目三の八
 (区北幸日総目三の八) 区北幸日総目三の八
 (神奈川横濱市西) 神奈川横濱市西

五 届出書の縦覧

四 届出年月日

平成二十八年一月二十日

変 更 前	変 更 後	変 更 日
株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五 代表取締役 西郷辰弘	株式会社薬王堂 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第三地割二四二の一 代表取締役 西郷辰弘	平成一九・九・二〇

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- マエダモールおいらせ
- 上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目五〇の二外
- 前田商事株式会社
- むつ市小川町二丁目四の八
- 代表取締役 前田恵三

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

縄浦添市牧港五
 丁目六の八沖縄
 県建設会館四階

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十八年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダモールおいらせ

上北郡おいらせ町緑ヶ丘二丁目五〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
大規模小売店舗の施設運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を営む者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社薬王堂 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時	平成 二六・一・三
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から翌午前零時十五分まで	株式会社薬王堂 開店時刻 午前六時十分 閉店時刻 翌午前零時	
	午前六時から翌午前零時十五分まで		

四 届出年月日

平成二十八年一月二十日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十八年二月五日から同年六月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十八年六月五日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

収 用 委 員 会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十八年二月五日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 送達すべき裁決書の名称

平成二十八年一月二十五日付け裁決書（青収委第四十七号）

二 送達を受けるべき者

別表のとおり

三 送達すべき書類の保管場所

一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。

四 その他

一の裁決書は、平成二十八年二月二十五日をもって送達があつたものとみなされ
ます。

別表

氏 名	不明 ただし、赤川清太郎又はその相続人
住 所	不明

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成二十八年一月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百八回定例会の議を経た平成二十七年年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第二号）ほか二件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三條の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年二月五日

青森県新産業都市建設事業団 理事長 三 村 申 吾

平成27年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第2号)

平成27年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,019千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 61	千円 136,958	千円 137,019
	1 臨海収入	59	136,079	136,138
	2 市川収入	2	879	881
歳入合計		61	136,958	137,019

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 61	千円 136,958	千円 137,019
	1 臨海事業費	59	136,079	136,138
	2 市川事業費	2	879	881
歳出合計		61	136,958	137,019

平成27年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	300,000千円	220,000千円	80,000千円
第1項 長期借入金償還金	300,000千円	220,000千円	80,000千円

平成27年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第 4 条の次に、次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
1号区画道路等工事代金	平成28年度	200,000千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭